

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

平成十六年埼玉県告示第千二十三号（埼玉県屋外広告物条例施行規則に基づく確認を要する物件の指定）は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元裕